

2014. 3. 20 制定

2014. 6. 27 改訂

2014. 8. 19 改訂

シニア会員制度規程

(目的)

第1条 本制度は、情報処理分野において継続的な貢献が認められ、学会活動を通して情報処理学会（以下、本会）の発展に寄与する正会員に対して「情報処理学会シニア会員（以下、シニア会員）」の称号を贈呈し、より具体的に敬意を表明するとともに、将来にわたって引き続き学会活動の中心となって、学会の発展、ひいては社会への貢献をお願いするものである。

(身分)

第2条 シニア会員は称号であって会員の種別としない。シニア会員の称号を得たものをシニア会員と呼称する。シニア会員の資格は、正会員の資格を有する限り継続する。

(定義)

第3条 シニア会員の対象は、情報処理分野の学術・技術または関連事業において継続的な貢献が認められる、連続して5年以上在会する本会正会員とする（学生会員として在会期間は除く）。

2. 累計在会年数の算出は、認定当該年度始めの4月1日時点での本会正会員としての在会年数を積算する。

(選出手順)

第4条 申請は、別途定める申請書による申告とする。申請者は、所定の事項を記載した申請書を学会に提出する。申請方法としては以下の2通りのうちのいずれかとする。

2. 自己申告の場合：申請書の提出には、推薦者2名を必要とする。推薦者は以下①～⑥いずれかに該当する本学会員とする。総会承認後は新任役員も現役員に含まれる。

①名誉会員 ②フェロー ③現役員及び役員経験者 ④支部長及び支部長経験者
⑤研究会主査及び主査経験者 ⑥シニア会員

3. 第三者申告の場合：申告者は、申告対象の本人から同意を得たうえ、もう一名の推薦者を必要とする。申告者並びに推薦者は以下①～⑥いずれかに該当する本学会員とする。総会承認後は新任役員も現役員に含まれる。

①名誉会員 ②フェロー ③現役員及び役員経験者 ④支部長及び支部長経験者
⑤研究会主査及び主査経験者 ⑥シニア会員

4. いずれの場合もシニア会員申請対象者は推薦者を兼ねることはできない。

第5条 申請書の提出期間は当該年度の4月中旬から7月31日を目安に総務財務運営委員会にて定める。

(審査)

第6条 シニア会員の審査は総務財務運営委員会において行なう。審査基準は次の通りとし、申請者の提出する申請書をもとに審査を行う。

本学会関連分野の技術者、科学者、教育者、技術管理者で、連続して5年以上本学会正会員として在会しており、本学会の諸活動の支援および諸事業において、貢献が認められる者とする。

(決定)

第7条 シニア会員は、第6条による審査の後、直近の理事会へ総務財務運営委員長より報告、理事会の承認により決定する。

(表彰)

第8条 シニア会員の認定が承認された正会員に対しては、電子メールでその旨を通知すると共に、本学会ホームページに名前を掲載する。